



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の休止
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止
- ・身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- ・令和3年度休猟区の指定
- ・第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域の指定
- ・指定猟法禁止区域の指定
- ・道路の区域変更（2件）

所管課（室）名

福祉保健課
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
障害福祉課
農山村振興課
〃
〃
道路維持課

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・土地改良事業計画変更の認可
- ・測量の実施
- ・落札者等

情報システム課
経営支援課
農村整備課
〃
建設企画課
物品管理室

◎ 公安委員会告示

- ・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認

交通企画課

告 示

長崎県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
大島調剤薬局	有限会社 大島薬局 代表取締役 長尾 博 司	長崎県西海市大島町1895番地	令和3年8月1日	令和9年7月31日
アップル調剤薬局佐々 店	株式会社木寺薬局 代 表取締役 木寺 元希	長崎県北松浦郡佐々町松瀬免 100-4	令和3年8月1日	令和9年7月31日
アップル調剤薬局	株式会社木寺薬局 代 表取締役 木寺 元希	長崎県平戸市草積町1167-1	令和3年8月1日	令和9年7月31日
きでら調剤薬局	株式会社木寺薬局 代 表取締役 木寺 元希	長崎県平戸市宮の町586-1	令和3年8月1日	令和9年7月31日
たかはた眼科クリニッ ク	医療法人 たかはた眼 科クリニック 理事長 高畑 太一	長崎県大村市小路口町244-12	令和3年7月1日	令和9年6月30日
訪問看護ステーション hibi	合同会社hibi 代表社 員 木下 智貴	長崎県大村市杭出津2丁目54番 地1 2F	令和3年7月1日	令和9年6月30日
もとやま心のクリニッ ク	本山 俊一郎	長崎県西彼杵郡長与町高田郷47 番地ブルーインの森メディカル ビル3F	令和3年8月1日	令和9年7月31日
医療法人ごんどう内 科・脳神経内科クリ ニック	医療法人ごんどう内 科・脳神経内科クリ ニック 理事長 権藤 雄一郎	長崎県諫早市幸町3番32号	令和3年6月21日	令和9年6月20日
合同会社 訪問看護ス テーションつばめ	合同会社 訪問看護ス テーションつばめ 代 表社員 西原 イサ子	長崎県大村市大川田町463-1A 棟	令和3年2月1日	令和9年1月31日
村上歯科医院	村上 信成	長崎県大村市東本町590番地	令和3年8月1日	令和9年7月31日

長崎県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	合同会社スマイルナース 訪問看護ステーションこば	合同会社スマイルナース 代表社員 木場 満江	長崎県諫早市永昌東町16番6号	所在地変更	令和3年7月1日
新			長崎県諫早市福田町30番36号		

長崎県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
たかはた眼科クリニック	高畑 太一	長崎県大村市小路口町244-12	令和3年6月30日
医療法人 ごんどう内科・脳神経内科クリニック	医療法人 ごんどう内科・脳神経内科クリニック 理事長 権藤 雄一郎	長崎県諫早市厚生町6番1号	令和3年6月20日

長崎県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	JR九州ドラッグイレブン薬局大村店	長崎県大村市松並1丁目157番23	株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 畑井 慎司	福岡県大野城市川久保1丁目2番1号	名称変更	令和3年5月16日
新	ドラッグイレブン薬局大村店					
旧	グループホームたんぽぽの家	長崎県大村市東野岳町1800番地2	特定非営利活動法人トライアングル・サークル 理事長 堤 博行	長崎県大村市富の原1丁目1255-8	所在地変更	令和2年9月27日
新		長崎県大村市大川田町424番地2 1階				
旧	グループホームたんぽぽ憩の家	長崎県大村市東野岳町1786番地1	特定非営利活動法人トライアングル・サークル 理事長 堤 博行	長崎県大村市富の原1丁目1255-8	所在地変更	令和2年9月27日
新		長崎県大村市大川田町424番地2 2階				

長崎県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

（休 止）

事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		サービスの種類	休止年月日
合同会社 優倫会 居宅介護支援事業所 絆	長崎県大村市坂口町413番地3	合同会社 優倫会 代表社員 宮本 達成	長崎県大村市坂口町413番地3	居宅介護支援事業	令和3年8月1日

長崎県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	山邊 寛人	長崎県佐世保市白岳町1008番地2号			令和3年8月5日
柔道整復	永安 純也	長崎県佐世保市皆瀬町377番地			令和3年8月5日

長崎県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	江口 徹郎	長崎県佐世保市大宮町28-6ウィング大宮201		平成30年12月15日
新			長崎県佐世保市天神2丁目18-43ロイヤルガーデン天神C201		

長崎県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	松浦 恒隆	長崎県雲仙市瑞穂町 西郷庚470-2	松浦整骨院	長崎県雲仙市瑞穂町西 郷庚470-2	令和3年6月30日

長崎県告示第608号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	鳥居 和広	内科	医療法人社団淳生会 慈恵病院	諫早市多良見町化屋995	令和3年9月1日
2	荒木 萌	内科	医療法人社団淳生会 慈恵病院	諫早市多良見町化屋995	令和3年9月1日
3	小田 真哉	内科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549番地11	令和3年9月1日
4	増田 真吾	内科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549番地11	令和3年9月1日
5	鶴川 慎一郎	小児科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549番地11	令和3年9月1日
6	松村 うつき	小児科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549番地11	令和3年9月1日
7	久米 可奈子	産婦人科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549番地11	令和3年9月1日
8	欽先 重輝	循環器内科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和3年9月1日
9	安達 崇之	内科、腎臓 内科	社会医療法人春回会 長崎北病 院	西彼杵郡時津町元村郷800番 地	令和3年9月1日

10	郡家 聖史	外科、消化器 外科	医療法人社団厚善会郡家病院	五島市末広町1-9	令和3年9月1日
11	郡家 克旭	脳神経外科	医療法人社団厚善会郡家病院	五島市末広町1-9	令和3年9月1日
12	徳永 隆幸	外科	独立行政法人国立病院機構長崎 川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005- 1	令和3年9月1日
13	池田 憲呼	小児科	独立行政法人国立病院機構長崎 医療センター	大村市久原2丁目1001-1	令和3年9月1日
14	山田 兼史	外科	独立行政法人国立病院機構長崎 川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005- 1	令和3年9月1日

長崎県告示第609号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

1 飯盛北部特例休猟区

(1) 区域

長崎県諫早市飯盛町に所在する一般国道251号が諫早市早見町と諫早市飯盛町との境界線と交差する地点を起点とし、同所から同一般国道を西に進み、同一般国道が長崎市と諫早市との行政界と交差する地点に至り、同所から同行政界を北に進み、同行政界が諫早市久山町と諫早市飯盛町との境界線と接する地点に至り、同所から諫早市飯盛町の境界線を西から東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで（3年間）

2 隠居岳特例休猟区

(1) 区域

長崎県佐世保市鳥帽子町に所在する佐世保市道満場中木場線と佐世保市道津々谷線との交点を起点とし、同所から同市道津々谷線を東に進み、佐世保市道心野平松線との交点に至り、同所から同市道心野平松線を南に進み、林道西岳線との交点に至り、同所から同林道西岳線を西北西に進み、林道隠居岳線との交点に至り、同所から同林道隠居岳線を西から北西に進み、佐世保市道黒髪上部線との交点に至り、同所から同市道黒髪上部線を西に進み、佐世保市道満場中木場線との交点に至り、同所から同市道満場中木場線を北西から東再び北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで（3年間）

3 洲藻特例休猟区

(1) 区域

長崎県対馬市美津島町に所在する主要地方道厳原豆酰美津島線と対馬市道雞知上見坂線との交点を起点とし、同所から同市道を南南東から南西へ進み、主要地方道棧原小茂田線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み、上見坂において日見川及び白嶽へ至る小径との接点に至り、同所から同小径を西に進み、白嶽から洲藻川へ至る小径との接点を経て、更に小径を北西に進み、洲藻白嶽登山道との交点に至り、同所から国有林対馬森林計画久第339林班の林班界に沿って北東に進み、遠見岳山頂に至り、同所から尾根沿いに北西に進み、市道加志みかた線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み、箕形浦の海岸線（最大干潮時において、陸地化する部分を含む。以下海岸線について同じ。）で同市道の終点に至り、同所から海岸

線を北東から南東に迂回しながら木ノ浦崎を経て洲藻浦に入り、講話橋の西側橋脚部に至り、市道洲藻ミシカ線を南西から西に進み、主要地方道厳原豆酰美津島線との接点に至り、同所から同主要地方道を南に進み、途中市道畑原狭嶽線を通り、一ノ倉峠を経て再び同主要地方道を進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで（3年間）

長崎県告示第610号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定したので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

休猟区のうち第二種特定鳥獣ニホンジカ及び第二種特定鳥獣イノシシが捕獲できる区域

(1) 区域

飯盛北部特例休猟区、隠居岳特例休猟区及び洲藻特例休猟区の全部

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで（3年間）

長崎県告示第611号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定猟法禁止区域を指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

1 対馬市ライフル銃使用禁止区域

(1) 区域

対馬市一円。（ただし、同地域内の鳥獣保護区等施行規則第7条第1項第7号及び法第35条に定める場所を除く。）

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで（5年間）

長崎県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市弁天町一丁目7118番地1地先から 島原市弁天町一丁目7080番地5地先まで	前	12.9～23.0	24.2	
	後	12.9～14.3	24.2	

長崎県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 厳原豆酛美津島線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町安神字陰上原241番36地先から 対馬市厳原町安神字陰上原241番36地先まで	前	7.7～9.1	19.6	
	後	7.9～9.5	19.6	

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

- 借上物品等の名称及び数量
仮想端末基盤の賃貸借及び保守 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和3年7月16日
- 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- 落札価格
234,996,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日
令和3年6月4日
- 落札方式
最低価格

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ深堀
長崎県長崎市深堀町一丁目145番22他 4筆
- 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスボ福田
長崎県長崎市大浜町1594番地6 外5筆

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスボ福田West
長崎県長崎市小浦町859-18 外26筆

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年4月25日総会議決）を認可した。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 福江土地改良区
認可年月日 令和3年8月18日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 守山土地改良区
認可年月日 令和3年8月16日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（航空レーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市・北松浦郡佐々町	令和3年8月25日から 令和4年3月25日まで

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

3 入札第47号 タワーサーバ ほか
タワーサーバ 78台
無停電電源装置 78台
外付けハードディスク 78台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

- 5 落札決定日
令和3年8月18日
- 6 落札者
長崎市恵美須町4-5
NBC情報システム（株）代表取締役 藤原 正義
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
32,689,800円
- 8 入札公告日
令和3年6月29日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第29号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、公示する。

令和3年8月27日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
横山 英利	長崎警察署の管轄区域	令和3年8月16日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷